

和保第 0000083 号

令和 8 年 6 月 1 8 日

一般社団法人 朝霞地区薬剤師会
会長 大八木 実 様

和光市長 柴崎 光子

「ジェネリック医薬品差額通知」に関する
貴会所属薬局へのご協力のお願いについて

時下、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、和光市国民健康保険では、和光市健康づくり基本条例に基づくヘルスアップ及びヘルスサポートに寄与する取組として、ジェネリック医薬品への切り替えにより被保険者の医療費自己負担の軽減と生活の質（QOL）の向上を図る「ジェネリック医薬品差額通知作成等事業」を実施しています。

本事業では、調剤レセプトデータを元に、ジェネリック医薬品への切り替えが可能と思われる対象者へ別添の通知を年 2 回、送付しております。また、令和 8 年度 1 回目の通知を 6 月末に予定しております。

つきましては、市内の貴会所属薬局に、本人又は家族から相談がございましたら、服薬指導等について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

和光市保険年金課

国民健康保険担当 齊藤・青木

電話：048-424-9127

ジェネリック医薬品を利用しましょう

医療機関で処方される薬には、**先発医薬品**と**ジェネリック医薬品**があります。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間が終了した先発医薬品と同等の有効成分、用法、効果・効能で、先発医薬品よりも安価な薬です。



©和光市

☑ 令和8年6月から

ジェネリック医薬品がある薬で、医療上の必要がないけれど先発医薬品を患者が希望すると、**特別料金（選定療養費）**として「**先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の2分の1**」相当がプラスされます。

保険診療の窓口負担（3割又は2割）とは別に加算されてお支払いとなります。

- ◆ 「特別料金」は課税対象であるため、消費税がかかります。
- ◆ 「特別料金」は、高額療養費等の計算の対象外です。
- ◆ 「特別料金」は和光市子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費等の助成の対象外です。

☑ 特別料金が発生しない場合

- ☐ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められるとき
(過去に医薬品で副作用が出た方は、医師、歯科医師、薬剤師等に相談しましょう)
- ☐ 流通の問題などで、医療機関や薬局にジェネリック医薬品の在庫がないとき

この機会にジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

※ただし、このお知らせはジェネリック医薬品への変更を強要するものではありません。



バイオ後続品をご存じですか？

バイオ後続品（バイオシミラーとも言います）とは、特許が切れた先行バイオ医薬品と同等の有効性、安全性を持つ安価な医薬品のことです。利用するときは医師や薬剤師に相談しましょう

バイオ医薬品とは、生物の細胞などを使ってつくる、タンパク質を有効成分とする薬です。これまでの治療が困難だった病気にも効果が期待されています。